

エコ・パワー株式会社「（仮称）中紀ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年12月2日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）中紀ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所：和歌山県有田郡有田川町、広川町、日高郡日高川町
- ・ 原動力の種類：風力（陸上）
- ・ 出力：最大54,600kW（2,100kW×最大26基設置予定）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 5月10日
住民等意見の概要受理	平成28年 6月29日
和歌山県知事意見受理	平成28年10月26日
環境大臣意見受理	平成28年10月27日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）
03-3501-1511（代表）
4921（内線）

エコ・パワー株式会社「（仮称）中紀ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

（1）工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用道路（以下「風力発電設備等」と言う。）の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっているとともに、風力発電設備等の設置による改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために高大な土捨場を設置し、更に多くの土地の改変が行われることとなっている。

このようなことから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される一方で、風力発電設備等に関する工事計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられる。

このため、以下の事項を念頭に、当該地域における道路設計等に関する専門家等からの指導・助言を踏まえ、風力発電設備等の建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置高及び道路線形の見直し並びに既存道の活用により、切土高、盛土高を減じ、土地の改変面積の最小化を図ること。なお、検討に当たっては、擁壁工、補強土工、橋梁等の構造物の活用も念頭に置き、複数案から選択すること。
- ② 切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えること。
- ③ やむを得ず残土が生ずる場合には、まず、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、新たに土捨場を設けて残土を処理する場合には、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。
- ④ 沈砂池等の配置及び流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に講ずること。
- ⑤ 希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。
- ⑥ ①から⑤の措置を講じてもなお、大規模な土工量が発生する風力発電設備等については、これらの設置の取りやめや配置等を見直しを行うこと。

（2）事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数のペアによる営巣をはじめ、希少猛禽類等の生息及び繁殖が確認されている。このため、これらの重要な鳥類に対する重大な影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査及び環境監視を実施すること。

また、バードストライクに関する事後調査において、希少猛禽類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(2) 騒音等に係る環境影響

対象事業実施区域周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため、騒音等の影響を考慮した風力発電設備の採用等の環境保全措置を講ずること。

また、適切に事後調査を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土砂流出による影響

対象事業実施区域内においては、風力発電施設の設置や道路整備に伴う土地の改変により、新たな崩落による土砂流出の可能性が考えられるので、尾根部の改変による環境影響については、改めて予測、評価を行い必要な環境保全措置を検討し、環境影響評価書に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。